

尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金 「よくあるご質問」

1. 補助対象者について
2. 補助対象経費について
3. 申請について

1. 補助対象者について

Q-1 補助対象者は？

次のすべての条件を満たす者が対象です。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、小規模企業者又は個人事業主であること。
- ② 尼崎市脱炭素経営宣言・認定制度実施要綱（令和6年11月29日施行）第7条第2項各号の規定に基づき、あまがさき脱炭素経営事業所としてブロンズ、シルバー、ゴールドのいずれかの区分にて認定を受けていること。
- ③ 市内に事業所を有すること。
- ④ 第2号に規定するブロンズ認定事業所にあつては、当該事業所に係る二酸化炭素削減量可視化ツール・サービスの利用及び省エネ診断の受診、シルバー又はゴールド認定事業所にあつては、当該事業所に係る二酸化炭素削減量可視化ツール・サービスの利用及び省エネ診断の受診、又は当該事業所へ設備を導入すること。
- ⑤ みなし大企業でないこと。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- ⑦ 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）（以下、「暴力団排除条例」という。）第2条第4号及び第5号並びに第7号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下、「暴力団等」という。）と関係を有する者でないこと。
- ⑧ 宗教・政治団体等でないこと。
- ⑨ 納付すべき尼崎市税を滞納していないこと。

Q-2 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは？

中小企業基本法に基づく以下のいずれかの要件に該当する法人のことを指します。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記3業種以外の業種）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

Q-3 あまがさき脱炭素経営事業所としての認定は必須ですか？

必須です。

ブロンズ・シルバー・ゴールドのいずれかの区分の認定を取得した方が補助対象となります。なお、認定区分により補助対象経費が異なり、省エネ設備の導入補助金を申請しようとする場合は、シルバー又はゴールド認定を取得する必要があります。

Q-4 あまがさき脱炭素経営事業所としての認定はどのように申請すれば良いですか？

尼崎市ホームページより申請が可能です。詳しくは下記ページをご参照ください。なお申請後、認定取得までには一定の期間を要しますので、補助金の利用を検討されている方はお早めにご申請ください。

[脱炭素経営宣言・認定制度について（市内事業者向け） | 尼崎市公式ホームページ](#)

Q-5 令和6年度以前に再エネ・省エネ設備の導入補助金の交付を受けています。この場合、令和7年度は補助対象となりますか？

今年度募集では、過去に同補助金の交付を受けている方も補助対象となります。

Q-6 再エネ・省エネ設備のリース会社も補助対象になりますか？

本補助金は需要家（設備を導入する事業者）の方のみが対象となるため、供給側（リース会社）は補助対象とはなりません。

Q-7 個人事業主ですが尼崎市外在住です。対象となりますか？

お住まいが尼崎市外でも、申請者が代表者として営む事業所（店舗、工場、事務所等）が尼崎市内であれば対象となります。（ただし、Q-1に掲げるすべての要件を満たすことが必要です）

Q-8 尼崎市内に複数の事業所を展開していますが、事業所ごとに申請できますか？

できません。1事業者につき1事業所のみの申請となりますので、実施施設を十分に精査したうえで申請してください。

Q-9 社会福祉法人や医療法人、一般社団・財団法人等の各種私法人は対象となりますか？

医療法人、社会福祉法人などは中小企業基本法に基づく中小企業者には該当しませんが、本事業ではサービス業とみなし、当該業種の中小企業としての要件(資本金5,000万円以下または従業員100人以下)を満たす場合は対象となります。(ただし、Q-1に掲げるすべての要件を満たすことが必要です)

Q-10 医師、士業は対象となりますか？

確定申告において事業収入として計上されており、Q-1に掲げる補助対象条件を満たす場合は、個人事業主として対象になります。

一方、給与収入等で計上されている場合は、個人事業主ではなく、勤務先との雇用関係があるとみなされるため、対象にはなりません。

また、各士業法人については、Q-2に記載のサービス業とみなし、条件を満たす場合は中小企業者として対象になります。

なお、事業収入と給与収入の両方の収入があるケースについては、収入の合計額に対して事業収入が5割以上を占めている場合は、特例的に個人事業主として取り扱います。

Q-11 定まった事業所をもたない個人事業主（いわゆるフリーランス）ですが対象になりますか？

「脱炭素化の取組」を行う事業所が特定できないため、対象にはなりません。

Q-12 自宅兼本社・事務所・店舗等に設備を導入する場合、補助の対象になりますか？

当該建屋のうち、事業用途に供する部分のみ補助対象となります。具体的には事務所部分や店舗部分への設備導入のみが補助対象となります。居室部分（リビングやダイニング、寝室、風呂、洗面所、トイレ等）は補助の対象ではありません。

なお、本補助金は“事業者”に対する補助事業であるため、事業所部分と居住部分が明確に区別されていない場合、居住部分と扱うことになり補助対象となりません。また、提出された補助金交付申請書類で、事業用部分と居室部分が明確に区分されていることが確認できない場合、設置図面や建屋や室内全体の現況写真など追加での書類提出を求めることがあります。

2. 補助対象経費について

Q-13 補助対象経費はどのようなものが対象となりますか？

あまがさき脱炭素経営事業所としての認定を受けた区分により補助対象となる経費が異なります。区分ごとの補助対象経費は次のとおりです。

認定区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
ブロンズ認定	二酸化炭素削減量可視化ツール・サービス利用料	10/10	10千円/月（最大6ヵ月）
	省エネ診断の受診費用		10千円
シルバー認定	上記＋再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備（付属品等含む）	2/3	500千円
ゴールド認定			1,000千円

二酸化炭素削減量可視化ツール・サービス利用料については、最大で6ヵ月分までが補助対象となります。（ひと月あたりの補助上限額は10千円のため、最大で60千円の補助）また、省エネ診断の受診費用は10千円で申請は1度限りとなります。

再生可能エネルギー設備については、具体的に太陽光、風力、水力、波力、バイオマス、地熱、地中熱、太陽熱、雪氷熱、空気熱、潮汐、潮流のいずれかの発電設備及び蓄電池設備、省エネルギー設備については、高効率空調設備、LED照明設備、デマンド監視システム、ボイラー設備等、事業所の省エネルギー化に資すると認められる設備が対象となります。

なお、再エネ設備及び省エネ設備については、認定区分により補助上限額が異なりますのでご注意ください。

Q-14 太陽光発電設備のみの導入も補助対象となりますか？

太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー設備のみを導入する場合も対象となります。

Q-15 設備導入にかかる設置費や工事費用等も補助対象になりますか？

設備の導入に際し必要となる作業に係る費用のうち、設置費、配送費、工事費（改修費含む）、設定費は補助対象となります。それら以外の経費は補助対象となりません。

Q-16 リースによる設備の導入は補助対象となりますか？

リース契約等による設備導入は補助対象外です。

Q-17 設備の使用方法がわからないため、講習を受講しようと考えていますが、受講費用は補助対象となりますか？

設備の使用方法習熟等を目的とした講習費用は補助対象外です。なお、設備販売元による導入時の操作講習等も、有料の場合は補助対象外となります。

Q-18 電源装置としてEV車を導入する場合は補助対象となりますか？

自動車等の車両の導入は補助対象外です。

Q-19 設備導入時に、5年間のメンテナンスパックを同時に契約しました。これらは補助対象となりますか？

設備保守費用は補助対象外です。補助対象期間内に相当する部分であっても対象外です。

Q-20 そのほか補助対象とならない費用はどのようなものがありますか？

Q-16～19に記載のもののほか、次に挙げる費用は補助対象外です。

- ① メーカー希望販売価格等から大きな乖離があるなど、金額の妥当性が確認できない設備の導入に係る費用
- ② 汎用性があり別用途に流用することができる可能性がある設備の導入に係る費用（パソコン、スマートフォン、タブレット、モニター等）
- ③ ソフトウェア（ただし付属品として導入する場合は除く）
- ④ 科学的、論理的根拠に基づかない設備の導入に係る費用

そのほか、要綱やよくある質問に記載のないものであっても、本市が補助すべきでないと判断したものについては補助対象外として取り扱います。

Q-21 自宅を兼ねた事業所の場合、居住部分への設備導入も補助対象経費と認められますか？

対象経費とは認められません。自宅兼事業所（事務所、店舗等）の場合、事業所に係る部分への設備導入のみ補助対象経費として扱います。

なお、本補助金は“事業者”に対する補助事業であるため、事業所部分と居住部分が明確に区別されていない場合、居住部分と扱うことになり補助対象となりません。また、提出された申請書類で事業所部分への設備導入であることが確認できない場合は、設置図面や室内全体の現況写真など追加での書類提出を求めることがあります。

Q-22 他の補助金との併用は可能ですか？

併用は可能です。ただし、併用しようとする他の補助金が国庫補助金を財源にしている場合は併用できませんので、必ず事前にご確認をお願いします。

なお、併用する場合は、補助対象経費の合計額から併用する他の補助金額を控除したものが補助対象経費の合計額となります。

例）補助対象経費2,000千円、他補助金1,000千円の場合、本市補助金の補助対象経費は
 $2,000\text{千円} - 1,000\text{千円} = 1,000\text{千円}$ 補助額は $1,000\text{千円} \times 2/3 = 666\text{千円}$

Q-23 再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備の併用はできますか？

必要な補助対象要件を満たす場合は併用できます。ただし、それぞれの設備を合算して補助上限額までとなります。

例) ゴールド認定事業所の場合 (補助上限額1,000千円)

補助対象経費…再エネ設備1,200千円+省エネ設備8,00千円であった場合

補助額は、再エネ設備 $1,200\text{千円} \times 2/3 = 800\text{千円}$ 省エネ設備 $800\text{千円} \times 2/3 = 533\text{千円}$

ただし補助上限額は1,000千円のため、省エネ設備の補助額は200千円となります。

3. 申請について

Q-24 補助金はどのように申請すればよいですか？

尼崎市ホームページより申請書類をダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して申請してください。詳しくは下記ページをご参照ください。

なお、設備の導入に係る補助金の申請は、必ず事業に着手（設備の購入及び設置等）する前に行ってください。市から交付決定通知を受ける前に事業に着手した場合は対象外になりますので十分に注意してください。（二酸化炭素削減量可視化ツール・サービスの利用及び省エネ診断の受診は事後申請可能）

[【事業者向け】R7 脱炭素設備等導入補助金について | 尼崎市公式ホームページ](#)

Q-25 申請期限は？

令和8年1月30日（金）までとなります。なお、先着順に受け付けますので、予算の上限に達し次第、申請期限を待たずして受付は終了します。

ただし、補助対象事業は**令和8年1月30日（金）までにすべて完了する必要**がありますので、申請期限内に交付申請がなされた場合であっても、同日までに実績報告書兼請求書の提出がない場合は補助金交付の対象外となります。なお、完了とは補助対象事業の実施に係る一切の経費支払い並びに実績報告書兼請求書の提出がなされていることを指します。

Q-26 補助金交付申請に必要な書類と提出先は？

下記の提出書類を郵送もしくは持参してください。

【提出書類】

- ① 尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 宣誓・同意書（第1号様式の2）
- ③ 事業計画書（第2号様式）
- ④ 収支予算書（第3号様式）
- ⑤ 補助対象経費の明細及び金額が確認できる書類の写し（見積書等）
- ⑥ 利用するツール・サービスの概要が確認できるもの又は設備等の製品カタログ等
- ⑦ 設備等導入場所の現況写真
- ⑧ 設備等設置場所の所在地及び設置場所が事業所であることが確認できる書類（建物賃貸借契約書の写し、事業所所在地が記載された許認可証の写し等）

※上記書類のみで補助対象要件の充足性が判断できない場合は、追加での書類提出を依頼することがあります。

また、ブロンズ認定事業所による申請の場合は、⑦に掲げる書類の提出は不要です。

【提出先】

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 脱炭素化設備等導入促進支援事業係

〒660-0881 尼崎市昭和通 2-6-68 尼崎市中小企業センター4階

Q-27 補助金交付申請に必要な書類と提出先は？

提出は必須です。補助対象要件を満たしていることや、提出書類に虚偽がないこと等を宣誓いただく必要があり、また必要に応じて申請者の尼崎市税の納税状況を本市が調査することに同意いただく必要があるためです。

Q-28 尼崎市税に未納がある場合、どうしたらよいですか？

お手元に納付書がある場合は、当該納付書にてお支払いください。納付書がお手元にない場合は、納税課（06-6489-6274）までご連絡いただき、納付書の再発行手続きなどを行ってください。

一括での納付が困難な場合は、分納整理（分割しての納付）も可能です。分納整理を希望される場合も、納税課までご連絡ください。

Q-29 申請時と実績報告時に添付する写真はどのように撮影すればよいですか？

再エネ設備及び省エネ設備の導入の場合は、補助対象事業が確実に実施されたことを確認するため設備導入前後の写真の添付が必要となります。

申請時には設備導入場所の現況写真や導入予定である既存の設備の写真を添付してください。また、実績報告時にはそれぞれの設備が更新されたことが分かるように設置工事後の設備の写真を添付してください。

なお、添付する写真は現像した写真ではなく、写真データをword等に貼り付けたものとしてください。

Q-30 交付決定通知書が届きました。この後はどうすればよいですか？

再エネ設備や省エネ設備の導入（発注や設置工事等）着手及び導入完了後の支払い手続きを進めてください。

なお、交付決定通知書が届く前に着手した場合、補助の対象となりませんので十分にご注意ください。（発注書や納品書、請求書等の書類は必ず交付決定通知書の日付よりも後日となっていることが必要です）

二酸化炭素削減量可視化ツール・サービスの利用及び省エネ診断の受診については交付決定以前（当該事業実施年度の4月1日以降）の事業着手でも補助対象となります。

Q-31 交付申請時は、省エネ設備の導入の補助対象経費を1,000千円で申請しましたが、設備費の値上げ等により1,500千円になることが判明しました。この場合、そのまま導入を進めてもよいですか？

導入着手前に、尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金事業変更承認申請書（第6号様式）の提出が必要となります。

Q-32 交付申請時は、省エネ設備の導入の補助対象経費を1,500千円で申請しましたが、値引きにより1,000千円になることが判明しました。この場合、そのまま導入を進めてもよいですか？

補助対象経費の減額の場合は、変更に係る申請は不要です。そのまま工事を進めてください。

Q-33 LED照明の導入として交付申請を行いました。空調の導入に内容を変更したいです。その場合どうすればよいですか？

導入着手前に、尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金事業変更承認申請書（第6号様式）の提出が必要となります。あわせて、変更内容が確認できる書類も提出してください。

Q-34 交付申請時から代表者（社長）が変更になりました。どうすればよいですか？

尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金事業変更承認申請書（第6号様式）の提出が必要となります。あわせて、履歴事項全部証明書の写しなど、代表者が変更になったことが確認できる書類も提出してください。

Q-35 補助金請求時に必要な書類は？

下記の提出書類を郵送もしくは持参してください。

【提出書類】

- ① 事業実績書（第9号様式）
- ② 収支決算書（第10号様式）
- ③ 補助対象経費の支払いが完了したことが確認できる書類の写し（領収書や口座振込伝票の写し等）
- ④ 設備等導入後の現況写真
- ⑤ 本制度以外の補助金を併用している場合は、補助金額等が確認できる書類
- ⑥ 補助金振込先口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義・カナ）が確認できる書類

※上記書類のみで補助対象要件の充足性が判断できない場合は、追加での書類提出を依頼することがあります。

また、ブロンズ認定事業所による請求の場合は、④に掲げる書類の提出は不要です。

Q-36 当座預金口座のため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？

口座番号の確認が必要になるため、金融機関が発行する、当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しをご提出ください。

Q-37 ネットバンキングのため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？

金融機関名、支店名、口座カナ名義、口座種別、口座番号が確認できる画面のスクリーンショットなどを印刷してご提出ください。

Q-38 「補助対象期間中に手続きがすべて完了していること」とあるが、どのような状態のことを言いますか？

補助対象期間内（令和7年1月31日まで）に、設備等の発注（契約）、納品（工事等の完了）、代金の支払い（領収書等の受領）までが完了しており、かつ尼崎市に対して事業の実績報告及び補助金交付請求書の提出までのすべての事務手続きが終了している状態のことを言います。

Q-39 補助金は請求してからどれくらいで振り込まれますか？

設備導入補助金については、すべての対象事業が完了（設備費用等の支払完了を含む）した後、事業実績報告書兼請求書にて請求することができます。

なお、補助金交付までに要する期間は一概に申し上げることができませんが、書類不備等が一切ない場合は、市が事業実績報告書兼請求書を受理してから1ヵ月程度で指定された口座に振り込まれます。（目安であり、1ヵ月以上の期間を要する場合があります。）

令和5年6月1日	制定
令和5年6月14日	改定
令和5年6月19日	改定
令和5年12月21日	改定
令和6年7月30日	改定
令和7年7月18日	改定
令和7年7月24日	改定